

第2章

「所得税と消費税の税制改革：1980年－2011年」

1. はじめに

恒久的・安定的税制を確立し、直接税を中心に据えた近代的な税制を構築することを目的として昭和24年に日本の税制改革案としてシャウプ勧告は発表された¹。この税制改革提案はその後の税制改正において多くの部分を実現され、今日の日本の税制の基礎となっている。しかしその後、法人税における租税特別措置や貯蓄奨励など政策税制が実施されるにおよび理論を実現することを目的としたシャウプ勧告は徐々にその姿を変え、日本の現状に沿う税制へと変化していった。1970年代には高インフレに伴うブラケットクリープによる所得税増税や不公平税制等が問題となり、シャウプ勧告に基づく日本の税制は抜本的な改革が必要であると叫ばれるようになった。様々な問題を内包していた当時の日本の税制に対する問題を解決するために様々な議論が重ねられ、その後1988年、89年の抜本的税制改革につながっていった。そこで本章では、1980年代以降の日本の所得税および消費税における税制改革の特徴を議論する。

2. 所得税改革の概略

シャウプ勧告以来、日本では直接税を中心とする包括的所得税をベースとした税制が構築されてきた。しかし、政策減税等による所得税および利子配当課税における不公平税制の問題やインフレによるブラケットクリープなどの問題が指摘され、1980年代には所得税の制度疲弊が指摘されるようになった。本稿では、1980年代以降の所得税改革の特徴を議論する。

まず、1980年代から2000年代までの税制改革の概略を述べておきたい。1980年代の日本の所得税率は諸外国と比べて非常に高く、経済効率を歪めるという問題が指摘されており、またインフレによるブラケットクリープ等の問題もあったため累進税率を緩和させることが要請されていた。一方、消費税増税や個別間接税の増税に対する低所得者対策として配偶者特別控除の創設等、新たな人的控除が設けられるとともに既存の人的控除の引き上げも実施されてきた。この時期、個別間接税の増税や消費税の創設に伴い、所得税の租税負担率は徐々に低下していった。また、その後1990年代にはバブル崩壊後の景気対策として大規模な特別減税が実施されてきた。1994年の2兆円におよぶ定率減税に始まり、1997年の景気後退に対する経済対策として実施された定率減税等、大規模な所得税減税が実施

¹ 戦後の日本の税制改革については、石（2007）が詳しい。別所（2010）も、1980年代以降の日本の所得税制について論じている。

されてきた。一方で、2000年代には、こうした特別措置を廃止するなど所得税の増税が実施されてきた。景気の回復に伴い、2005年、2006年には定率減税を廃止したほか、配偶者特別控除の上乗せ分を廃止するなど、人的控除の縮小などによって課税ベースの拡大が図られてきた。

3. 所得税改革の特徴

1974年に大規模な減税が実施されたが、その後オイルショック等による景気の変動や景気後退による財政赤字の悪化などが問題となっていた。当時インフレによる名目所得の上昇によって所得税負担が高まるという問題が指摘される一方、例によって毎年減税が行われており、財政制再建のため大幅な減税に踏み切れないという状況があった。

1980年代以降の所得税には、次のような特徴がある²。まず一つ目は、1980年代における、ブラケットクリープによる所得税増税である。ブラケットクリープとは、超過累進課税のもとで物価上昇により名目所得の増加が適応税率を引き上げて増税をもたらすという現象である。累進度が高ければ適応される税率区分がインフレによって上昇するためブラケットクリープを頻繁に生じさせることになる。本間・跡田（1989）で指摘されているように、1975年以降インフレ等によって給与所得者の所得税負担率は80年代の半ばまで上昇を続けていた。また、田近・古田（2000）でも1970年代半ばから80年代半ばにかけて夫婦子2人のケース、および単身のケース双方において、実質平均税率が上昇していたことが明らかにされている。

図1-4を挿入。

図1-4は1975年から2010年までの実質所得で見た平均税率と限界税率の推移である。1984年時点の世帯所得、1500万円、1000万円、600万円の世帯を基準とし、消費者物価指数で実質化した各年度の所得を用いている。なお、単身者のケース、夫婦子2人（ただし妻はパートの就業）のケースの2つのケースについて計算している。夫婦子2人のケースにおける夫と妻の所得は本間・跡田（1989）や高山・船岡・大竹他（1988）によって用いられた配分額を基準とする。具体的には、本間・跡田（1989）で用いられている1984年の配分額と同じ割合で、夫と妻の所得が配分されていると仮定する。図1と2は単身者のケース、図3と4は夫婦子2人（妻はパート）のケースである。いずれのケースにおいても1975年から1980年代半ばまで一貫して平均税率が上昇していることが分かる。この時期インフレ率が高かったということと、1978年ごろからしばらくの間所得税減税が実施

² 1980年代の所得税の特徴については、田近・古谷（2000）が詳しい。

されてこなかったためと考えられる³。また所得階層別にみると、高所得世帯ほど平均税率の伸びが大きいということが明らかである。

図 5、6 を挿入。

第二の特徴は、一貫した累進税率の緩和である。1980 年以降多くの国で所得税の最高税率の引き下げを実施しているが、特にアメリカでは 1988 年に最高税率を 33% に引き下げ、残りの税率も 28%、18% として計 3 段階のフラット化を実現させた。他の欧米諸国でも所得税の最高税率が年々引き下げられていった。こうしたなか、図 5 にあるように日本の所得税・住民税を合わせた最高税率は 1983 年まで 93% と非常に高く、経済への悪影響が指摘されていた。特に、限界税率が高いと経済効率を歪め、経済を不活発にし、脱税や節税といった課税所得の縮小にもつながると考えられる。そこで、まず 1984 年に所得税・住民税合わせた最高税率を 88% に引き下げ、その後 1987 年の税制改正を経て 1989 年の抜本的税制改革によって、所得税・住民税の最高税率は 65% まで引き下げられた。特に 1989 年の竹下税制改革では、10.5% から 60% の 12 段階におよぶ累進税率を 10% から 50% の 5 段階に改め思い切った累進税率の緩和を図っている（図 6）。

この様子は、図 6 における 1990 年の税率をそれ以前の年度と比べることによって確認することができる。その後 1995 年には消費増税の先行減税における制度減税として、ブラケットのフラット化が実施された。また、1999 年には所得 700 万円から 1,000 万円の階層に減税の恩恵がある税率構造を目指すということで、所得税・住民税合わせた最高税率が 65% から 50% に引き下げられ、税率の刻みも 5 から 4 に縮減された。このように一貫して累進税率構造が緩和されたというのが 1980 年代以降の所得税改革の一つの特徴である。

ただし、累進税率構造緩和の方法は各税制改正によって大きく異なっている。まず、1980 年代の累進税率緩和は、最高税率の引き下げとともに、中堅サラリーマン層における重税感の緩和も目的としていた。例えば、1987 年の税制改正では課税所得 500 万円（給与所得 800-900 万円）の階層で税率は 15-20% 程度となっていたほか、竹下税制改革では中所得者の減税を目的として年収 700-800 万円までは 10%、20% の基本税率で済むように税率が設定され、多くの納税者がこの範囲の税率で済むようになっていた。この点は図 6 に示されている。図 4 にあるように、夫婦 2 人のケースでは、1980 年代の所得税改革はすべての所得階層においてほぼ同じ程度の限界税率の低下をもたらした。

一方、1990 年代の累進税率緩和ではブラケットの縮減は目的とされず、比較的高所得者に対する減税とそれによる累進度の緩和が実現された。例えば、1995 年の税制改正ではブ

³ 当時、財政再建という目的のために所得税減税が行われていなかったと考えられている（石、2007）。

ラケット数は変わらずラケットの幅だけが増加していたし、1999年の改正では課税所得1,800万円以上の世帯における累進税率緩和が行われた。図6でも確認できるように1995年、2000年の限界税率は高所得者層において引き下げが行われていることが確認できる。図2と4にあるように、単身世帯と夫婦2人の世帯でも、1980年代の税制改革と比べて、1995、99年の税率緩和においては、高所得者ほど税率の低下が大きいことが分かる。

表1を挿入

第三の特徴は、1980年代、90年代における人的控除の拡大である。田近・古谷（2000）や石（2007）が指摘しているように1970年代は主にインフレによる所得税増税の緩和のため、1980年代は消費税の創設や個別間接税の増税などに対応して、人的控除が大きく引き上げられた。例えば、田近・古谷（2000）は1988、89年の抜本的税制改革によって課税最低限が夫婦2人において大幅に上昇していることを明らかにしている。表1は、1980年から2005年までの給与所得控除、公的年金等控除、および所得控除である。まず1985年と90年を見るとわかるように、抜本的税制改革等によって基礎控除と配偶者扶養控除が引き上げられたほか、寡婦・寡夫あるいは勤労学生控除などの様々な人的控除の増額、また16-22歳の扶養親族の割り増しを認めた特別扶養控除の創設、および配偶者特別控除の新設と増額によって、大きく課税最低限が引き上げられ、課税ベースを侵食することとなった。なお1995年の税制改革でも課税最低限の引き上げが実施されている。このように、1980年から90年までは様々な人的控除が新設あるいは増額され、課税最低限が大きく引き上げられていた。

第四の特徴は、1990年代半ば以降2000年代半ばまでの大規模な特別減税である。バブル崩壊後、長引く景気低迷を打開するために、日本政府は大規模な財政金融政策を実施した。特に1990年代以後の10年間に総合経済対策を10回以上も実施し、公共投資の増加及び減税により日本経済の浮揚を図った。特に1994年以降、度重なる所得税減税により景気対策を実施したが、結果的にはこれらの景気対策は大きな成果を上げなかった。本来であれば資産デフレから生じた不良債権は政府が強制的に処理し、金融システムを安定させる必要があったが、当時の政府はケインズ政策を選択したために景気回復が遅れたという指摘がある（石、2007）。そのため、小泉政権における不良債権処理（竹中プラン）による抜本的な金融システム改革が実施されるまで、景気回復は待たなければならなかった（石、2007）。

図7を挿入

景気対策については、図7を参照されたい。まず1994年には、所得税・住民税の税額が

らそれぞれ 20%を控除する定率方式（最大所得税で 5 万円、住民税で 20 万円の上限）で所得減税が行われることになった。その後 1995 年には先行減税における景気対策として特別減税 2 兆円が実施されたが、時限的措置であったため 1996 年には廃止された。だが、1997 年には消費税率の 3%から 5%への引き上げによる 5 兆円の増税、および先ほどの定率減税廃止による 2 兆円の増税、社会保険料の増額による 2 兆円の増税、計 9 兆円の増税が実施され、この増税による景気への悪影響が心配された。その後 1997 年秋には山一証券、北海道拓殖銀行の破たんに代表される金融危機、金融不安およびアジア経済危機も影響し景気が急速に悪化することとなった。橋本首相は景気後退に歯止めをかけるべく 1997 年の補正予算でまず 2 兆円の特別減税を実施することを決めた。なお、この特別減税は 1998 年から実施されている。また一向に景気回復が見込まれないことから、追加的に 2 兆円の特別減税を実施することとなった。1998 年の特別減税は、本人で 2.6 万円、その他家族一人につき 1.3 万円という定額減税であり、このような減税措置を継続することには疑問の目が向けられていた（石、2007）。その後、1999 年には小渕内閣のもとで時限的減税措置による景気への悪影響を考慮し、恒久的な減税として 3.5 兆円の定率減税を実施することとなった。このような定率減税を実施すると大幅に税収が減少するほか、定額方式だと課税最低限が急上昇するということから、こうした特別減税はなるべく早く廃止することが重要であるという指摘もある（石、2007）。実際、図 1 と 3 に示されているように、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて、平均税率は最低となり、2000 年代半ば以降上昇に転じている。特に、単身世帯においてはこうした特別減税の影響はほとんどないが、夫婦子 2 人世帯において減税の影響が大きく、世帯構成による不平等も存在していたと言えるだろう。

表 2 を挿入。

第五の特徴は、2000 年以降における所得税増税である。当時、不良債権処理への公金投入や海外の経済情勢の好況により日本経済の景気動向も好転し始めており、小泉内閣は景気対策としての減税措置から、中長期的な税制のあるべき姿に関する議論を行える状況になっていた（石、2007）。例えば、2002 年 6 月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では公平、中立、簡素という租税原則をベースとしてあるべき税制の構築に向けた視点を掲げているが、個人所得税については課税ベースの拡大とそれに伴う税率の引き下げに基づく提言がなされていた。表 2 は、2003 年度以降における主な所得税改革である。2003 年の配当課税等の見直しを除くと、ほぼすべての税制改革が所得税増税である。なお、2006 年の税源移譲は約 3 兆円が所得税から個人住民税へ移されたもので、通常の所得税改革とは異なる性格を有している。

この時期の所得税改革においては、低い所得税負担率を引き上げ、所得税の税源調達機能をいかに回復させるかが大きな課題であった。具体的には、課税ベースの拡大、定率減

税の廃止による所得税増税が図られた。まず、2005年、2006年には1999年以來の定率減税が縮減・廃止された（表2と図7）。また、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた現在では女性の就労形態も大きく変わってきたことから、2003年には配偶者特別控除の上乗せ分が廃止された。なお、配偶者特別控除は1987年度税制改正で創設されたが、当時は配偶者片稼ぎ給与所得世帯における配偶者も稼得を支えているという理由から、所得税において15万円、個人住民税において12万円という配偶者控除よりも低金額における控除が設けられた。しかし、その後この額は徐々に引き上げられていくこととなった⁴。

また2004年度には、公的年金控除と老年者控除の縮減および廃止が実施された。1987年度税制改正において公的年金が雑所得とされたことから公的年金等控除が設けられていたが、控除額は2003年度には定額控除100万円(65歳未満50万円)、最低保証額140万円(同70万円)となっていた。しかし、2004年度改正では公的年金控除の定額控除を50万円、最低控除額を70万円と半減することとなった。また、1951年に創設された老年者控除はその後徐々に引き上げられ、65歳以上且つ総所得金額が1,000万円以下であれば控除額50万円となっていた。しかし、老年者控除はほとんどの65歳以上の高齢者に対して適応されており、年齢のみを基準とする高齢者優遇であるという考えから、2004年度に廃止されることとなった。公的年金控除も、年金という特定の収入だけに適応され、また高齢者の経済力に関わらず一律に適応されることから不公平をおこしているという指摘があり、縮減されることとなった。

民主党政権においても所得控除から手当へという社会保障制度に関するスローガンが掲げられ、いくつかの所得控除が廃止・縮減されることとなった。2010年度税制改正では、子ども手当の創設に伴い年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する一方、高校の実質無料化に伴い16-18歳の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分（25万円）を廃止した。なお、税体系上の整合性の観点等から個人住民税においても同様の措置が取られている。また、2011年税制改正では給与収入1,500万円超は一律245万円とする、給与所得控除に対する上限を設定したほか、成年扶養控除については、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であることなどを踏まえ控除を縮減している。

こうした課税ベース拡大の効果は、平均税率の推移に如実に表れている。図3にあるように、2003年以降、夫婦子2人世帯の平均税率は上昇している。図2と比較すると、単身世帯においては平均税率はほとんど変化していないことから、人的控除改革の影響が大きいことが分かるであろう。図3と4を比較すると、この期間限界税率はほとんど変化して

⁴ ただし個々人のライフスタイルが大きく変化した現在では片稼ぎ世帯を優遇するような、このような人的控除は是正する必要があると考えられてきている。

おらず、限界税率の上昇を伴わずに、平均税率が上昇していることが見て取れる。

4. 消費税の改革

1949年のシャープ勧告を原点として日本の近代税制は設立されたが、その後経済社会の変化に伴い直接税を中心とする、直間比率の高い当時の日本の税制には問題があるのではないかという指摘がされるようになった。様々な議論を踏まえ 1988年12月の抜本的税制改革の大きな柱として 1989年4月1日から税率3%の消費税が実施されることとなった。本節では個別間接税を含む消費課税の歴史と改革について分析を行う。

4.1 消費税導入以前の間接税

図8を挿入。

最初に、1989年以前の日本の個別間接税の状況を概観する。1970年代以前は、酒、煙草、砂糖に対する税負担が重く当時の消費税は非常に偏っているという指摘があったが、その後物品税、揮発油税、地方道路税などのウェイトが伸長していた（図8）。1970年代後半から1980年代後半までは、間接税はほぼ一貫して増税されていた。というのも、高度経済成長以降インフレにより所得税への重税感が高まり、サラリーマン層を中心として所得税減税を行う必要があったが、その代替財源として間接税および法人税の増税が行われていたからである。1970年代後半には、酒税、印紙収入、揮発油税をはじめとする自動車重量税、石油税、航空機燃料税などの自動車関連税などで増税が行われた（図8）。例えば、酒税は1975年度には1,320億円、1978年度に1,970億円の増税が実施されている。

1980年代前半は、増税なき財政再建をスローガンとした新しい財政再建プランが進められたため、新規の税項目を設けることができず、既存税制で増税するため、対象とされた法人税および間接税で大幅な増税となった（図8）。酒税は1981年に3,140億円、1984年に3,510億円、物品税は1981年に1,230億円、印紙収入は1981年に4,210億円、石油税は1984年に1,340億円増税されている。しかし、既に個別の間接税に対する税負担が大きくなっていることや物品間の課税のアンバランスが生じ、サービスに対する課税が行われていないなど個別間接税引き上げによる税収確保は既に難しいという問題が指摘されていた（石、2007）。

表3を挿入。

そこで、特定の物品を対象とした個別間接税ではなく今後の伸びが予想される歳出に対

する安定的な歳入確保を目指し、経済活動への中立性にも配慮した公平な税制を実現するという観点から課税ベースの広い間接税の導入の必要性が指摘されるようになった。しかし、一般消費税導入に対しては多くの困難があった。中曽根内閣が1987年度の税制改正において税率5%の売上税を導入することを試みたが、世論の反発を受け、1987年4月の統一地方選挙で自民党は敗北した。そのため売上税は導入されず、所得税減税など一部の改正だけが実施された。その後、竹下内閣における1989年の抜本的税制改革によって、税率3%で消費税は導入されることとなった。これらの消費税改革の歩みは、表3を参照されたい。

表4を挿入。

表4は、1989年の抜本的改革以降の消費税改正の内容である。まず、消費税創設時には、既存の間接税のうち物品税、トランプ類税、砂糖消費税、入場税および通行税（国税）を廃止し、また電気税、ガス税および木材引取税（地方税）も廃止した。既存の間接税のうち、酒税においては従価税制度の廃止や税率の引き下げを行い、たばこ消費税についても課税方式を重量税に一本化し税率を引き下げた。この物品税等の廃止により2兆3,300億円程度の減税となった⁵。

1989年の抜本的税制改革の目玉は、消費税の導入であった。所得税減税の必要性に迫られたうえ、財政赤字も累増しており財政改革が必要な中で、将来の少子高齢化にも対応しうる一般消費税の導入が必要とされていた。租税原則の観点からは税負担を広く薄くしたうえで、税率をフラット化でき、また直間比率も見直すことができたという点で新しい税制への第一歩を踏み出したと言える（石、2007）。

ただ、当時の消費税は国際基準から大きく乖離していた。税率が3%であり、他の先進諸国における付加価値税の税率と比べて著しく低かった。また、簡易課税制度は年間課税売上高5億円以下であったほか、事業者免税点制度は年間課税売上高3,000万円以下に適用されたうえ、納税税額の全部または一部を控除する限界控除制度も年間課税売上高6,000万円以下の事業者に対して適応するなど非課税範囲の適応幅が非常に大きく、新たな不公平を生じさせることとなった。例えば、非課税水準3,000万円はヨーロッパ諸国に比べると非常に高く数倍の規模であり、また限界控除制度の必要性に対しても疑問がもたれていた。

4.2 抜本的税制改革以降の消費税改正

⁵大蔵省主税局『税制改革条項』、1988年6月28日より。

竹下内閣により実現した消費税導入以降、首相が短期間に何人も交代するなど大きな税制改革は消費税に関しては実施されてこなかった。ただ消費税率の改正等、大きな消費税の改革にはいくつかの特徴があり、それらをここで述べたい。

第一の特徴は、消費税の仕組みを国際基準に近づけるため、幾度も改正していった点である。1991年には消費税の一部改正が行われ、表4にあるように簡易課税制度の適応上限を4億円としたほか、みなし仕入率の区分を多くし、限界控除制度適用条件は5,000万円に縮減された。また、1994年には消費譲与税が導入されたほか、簡易課税制度の適応上限を2億円に縮減し、みなし利率は5区分と変更された。一方、問題点が多いとされていた限界控除制度は廃止された。

その後、2003年度改正では事業者免税点制度の適応上限を1,000万円に引き下げたほか、簡易課税制度の適応上限を5,000万円とした。簡易課税制度については、申告納税回数を年12回としたほか、事業者の取引に際し価格を表示する際、消費税額を含めた価格を表示する総額表示の義務付けが実施された。当初、事業者免税点制度において免税とみられる小売店が消費税を徴収することから、消費税が業者の懐に入るのではないかという益税の問題が指摘されており、中小企業における事務負担に配慮した制度は消費者の不満が高まっていた。だが、免税点の上限を3,000万円から1,000万円に縮小することによって課税ベースの拡大が図られ、免税業者が事業者全体の62%から39%と大幅に減少した。図8にあるように、このような課税ベースの拡大に伴い消費税の税収は右肩上がりに増加するとともに税収全体におけるウェイトを高めていった。

第二の特徴は、税収全体における消費税のウェイトの高まりである。先ほど説明したように事業者免税点制度と中小事業者に対する特例措置の見直しも影響し、消費税収は年々増加していった(図8)。また、少子高齢化や財政赤字の悪化に伴い、持続可能な財政を実現するため消費税率の引き上げも検討されてきた。1994年には細川首相から国民福祉税(仮称)構想が発表され、消費税を廃止するとともに、税率7%の国民福祉税を社会保障費に充当するという制度の創設が企図された。しかし、連立政権の社会党の反発を買ったほか、増税9.5兆円に対して見返り減税が6兆円でありネットで増税である、あるいは税率7%の根拠が示されていない等の理由により大きく反対され、同構想は失敗に終わった。なお、国民福祉税構想は先行減税(所得税)分だけ残され、消費税率引き上げは1997年の村山内閣によって実現した。

1997年4月に施行された1997年税制改革では、消費税率が3%から4%に引き上げられ、1%の地方消費税が創設された。消費税率等は、5%に引き上げられることとなった。当時、消費税率引き上げが、1997年、98年両年度にわたる日本経済の景気不振と関係があるのか

について議論がなされた。消費税率の引き上げによる 5 兆円の増税のほか、特別減税の廃止および社会保険料の引き上げによる計 9 兆円の増税が景気に及ぼす影響が懸念されていた。そうした中で、1997 年 10 月頃から日本経済は景気後退に陥った。秋以降の山一証券や北海道拓殖銀行に代表される金融機関の倒産、およびアジア経済危機による景気への影響が大きかったと考えられるが、当時、9 兆円もの大幅な増税が景気回復に水を差したのではないかという議論もあった（石、2007）。

このように消費税率の引き上げが実施されるとともに課税ベースが拡大されていたことから、消費税の税収は大幅に上昇することとなった（図 8）。2003 年度には、酒税で 770 億円、たばこ税で 1,100 億円の増税が実施されたほか、2006 年度にはたばこ税の税率の引き上げにより 940 億円の増税となり、消費税だけでなく酒、たばこ等個別間接税による増税も行われた。このように、抜本的税制改革以降、課税ベースの拡大や税率の引き上げによって消費課税の税収は大きく増加し、税収に占める割合も上昇することとなっている。

参考文献

- 石弘光（2007）『現代税制改革史－終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社。
- 高山憲之、舟岡史雄、大竹文雄、関口昌彦、渋谷時幸（1989）「日本の家計資産分布」『経済分析』116号、pp.1-93。
- 田近栄治・古谷泉生（2000）「日本の所得税－現状と理論－」『フィナンシャル・レビュー』4月号、pp.129-161。
- 別所俊一郎（2010）「税負担と労働供給」『日本労働研究雑誌』No. 605、pp. 4-17。
- 本間正明・跡田直澄編（1989）『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。

図 1. 平均税率（ATR）の推移：単身のケース

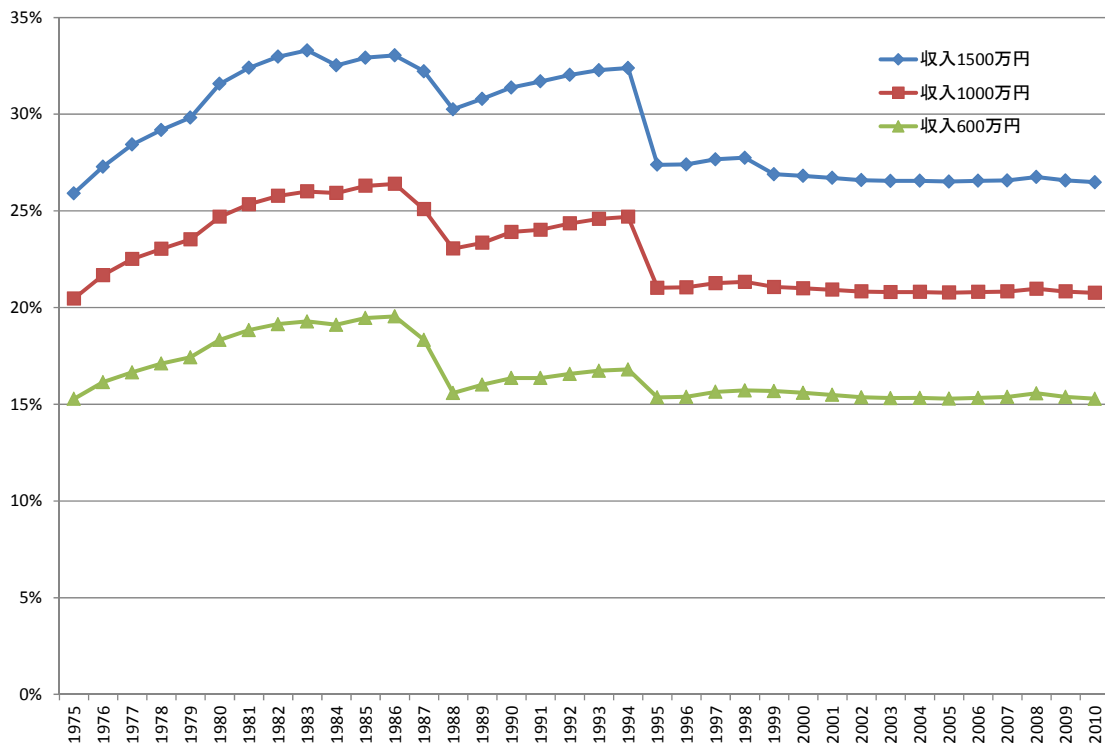


図 2. 限界税率 (MTR) の推移：単身のケース

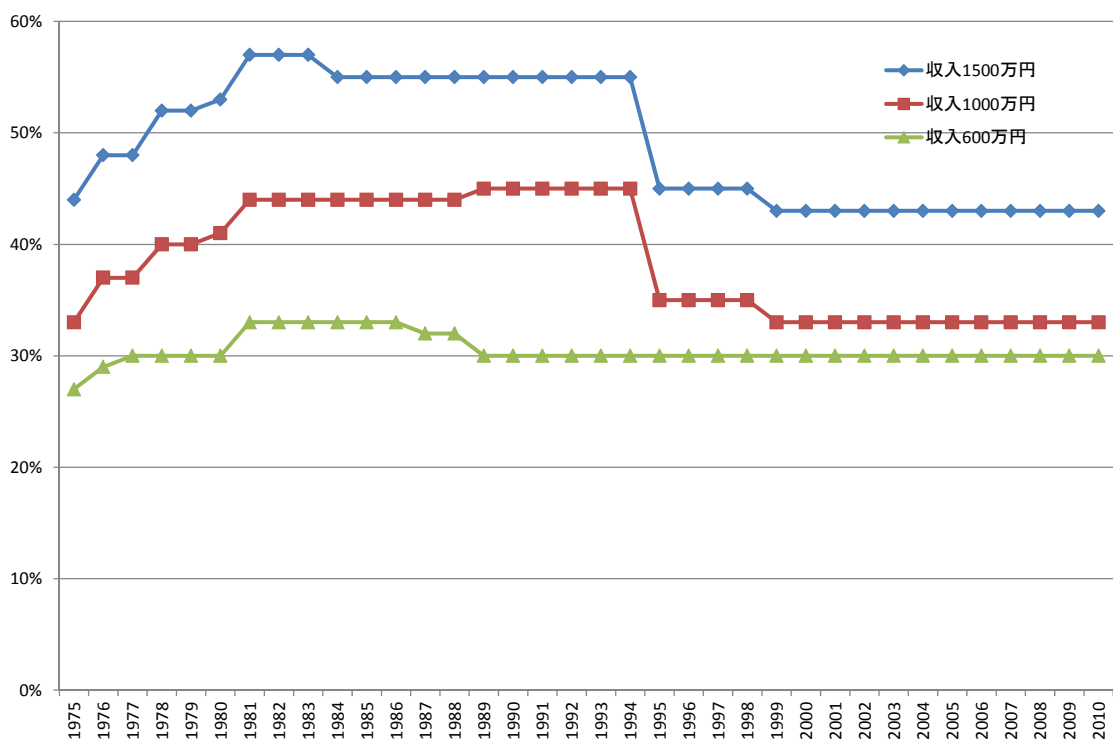


図3. 平均税率（ATR）の推移：夫婦子2人（パート）のケース

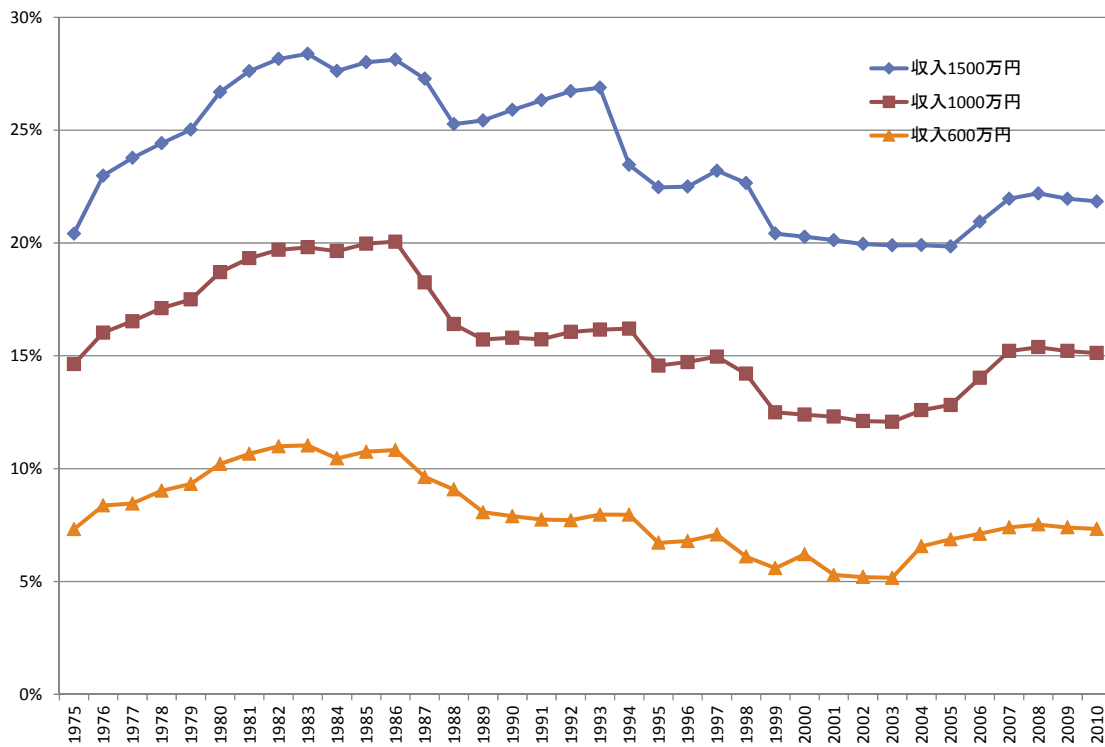


図 4. 限界税率 (MTR) の推移：夫婦子 2 人 (パート) のケース

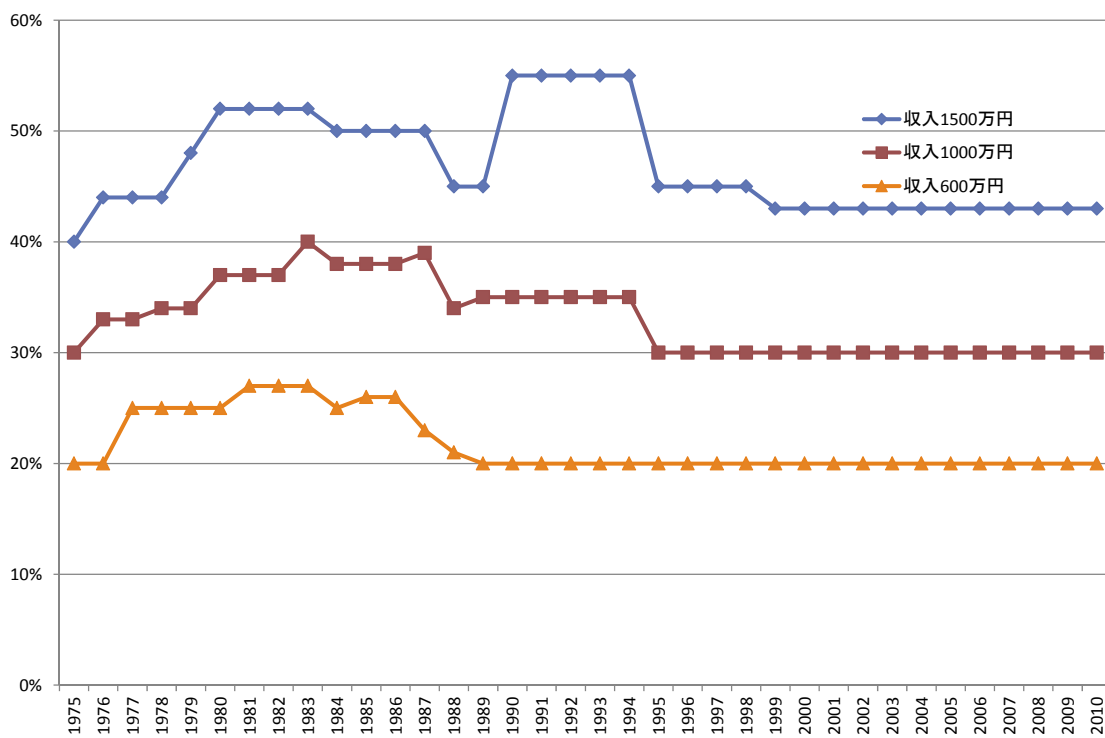
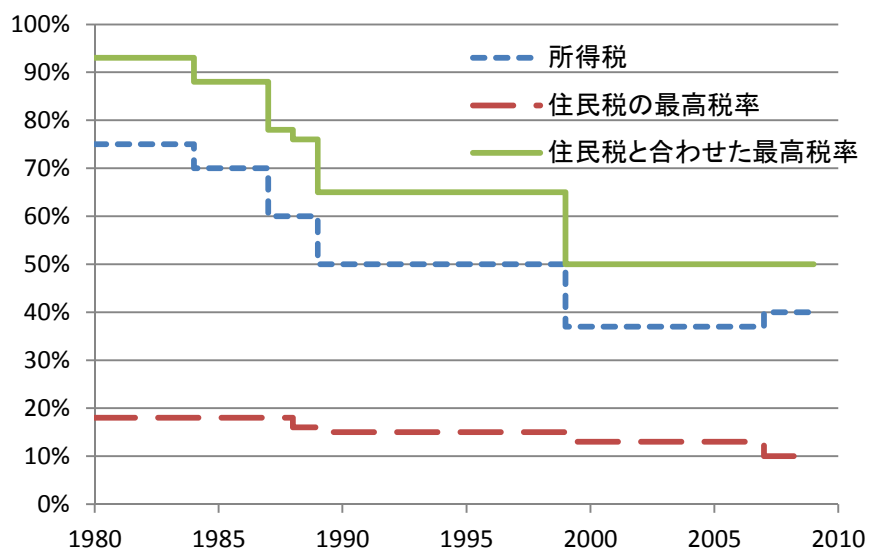
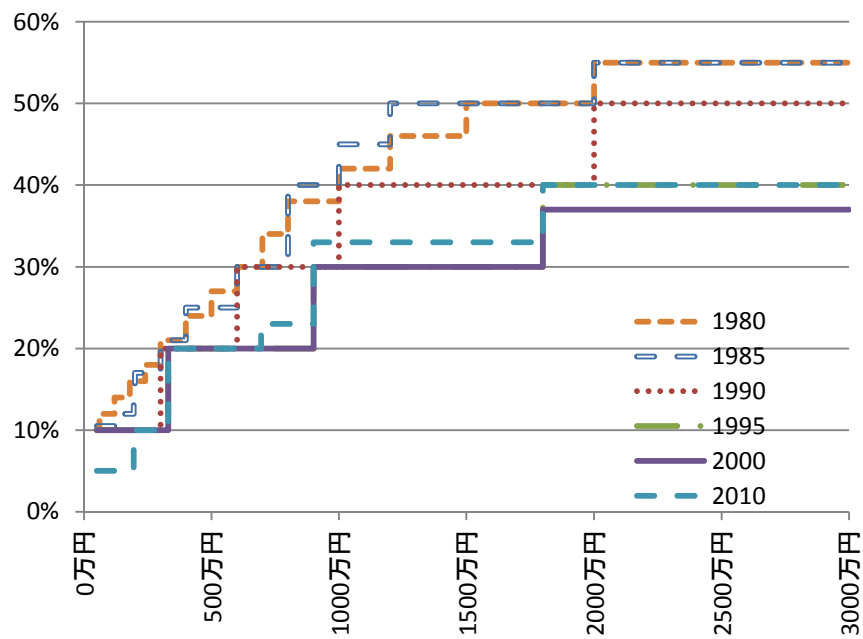


図 5. 所得税、住民税最高税率の推移



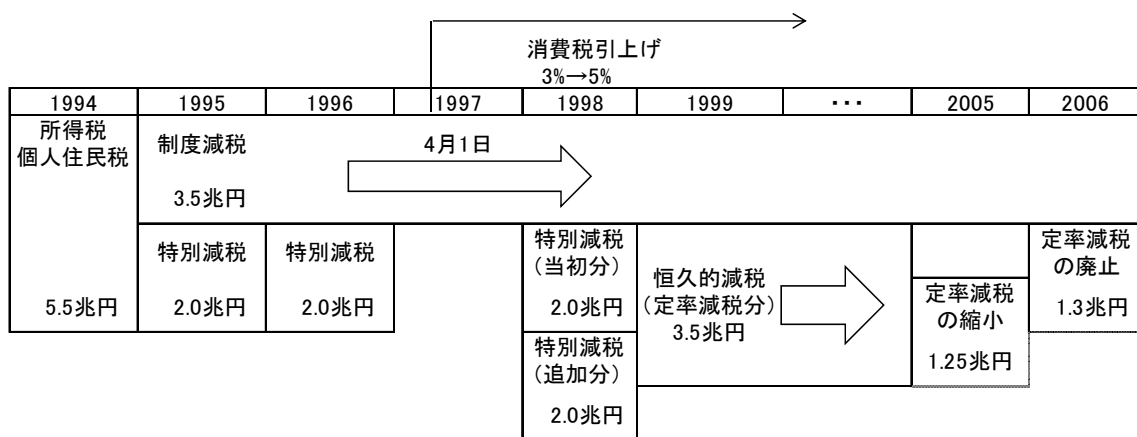
出所：財務省 HP より筆者作成。

図 6. 年別所得階層別の所得税率の推移



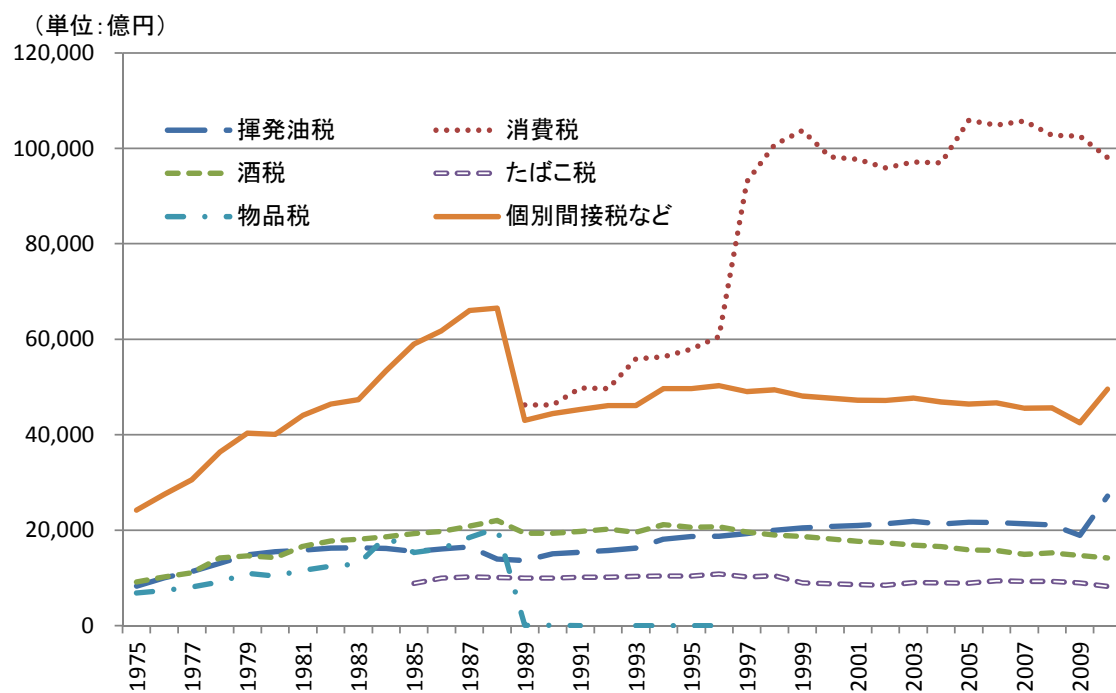
出所：財務省 HP より筆者作成。

図 7. 所得税・住民税の特別減税



注：石（2007）の図 16.2 に筆者加筆。

図 8. 日本の間接税収の推移：1975-2010 年



注：筆者作成。